

新庄市消費生活センターNews

【 電話で勧誘され海産物を購入してしまった!! 】

海産物業者から電話があり、「フェア開催中で海産物のセットを特価で販売している。以前、当店で購入してくれた方への特別な案内だ」と言われた。業者名に覚えはなく購入した記憶もないが、「本日限りの特別価格。おまけもつけてサービスする」と、しつこく購入を勧められ、断り切れずに承諾してしまった。本当は買いたくなかった。

◇突然の電話で商品の購入をしつこく迫られた、断りきれずに承諾してしまった等の相談が寄せられています。購入するつもりがなければハッキリと断って電話を切りましょう。



◇在宅時でも留守番電話に設定して勧誘電話を直接受けないようにしましょう。

◇電話で勧誘されて商品を購入してしまった場合でもクーリング・オフできる場合があります。早めに消費生活センターにご相談ください。



【 もしかして…ロマンス詐欺かも?! 】



SNSで知り合った外国の女性とスマホでメールをやりとりするうちに、女性に好意を持った。半月が過ぎた頃、女性から「母国に送る荷物を一旦預かって欲しい」と頼まれた。荷物を確実に届けるためとして個人情報の提供と顔写真の送付を求められ、さらに、荷物に保険をかける必要があるとして50万円を送るよう言われた。怪しいのでは？



◇SNSで知り合った相手と親しく連絡を取るうちに金銭を要求されるトラブルでは、お金を払ってしまうと取り戻すことが難しくなります。お金を要求されても絶対に応じてはいけません。

◇恋愛感情や親切心につけ込む「ロマンス詐欺」は手口がますます巧妙になっています。少しでも不安に思ったら、相手との連絡は中止し、すぐに警察や消費生活センターに相談しましょう。



消費生活出前講座

専門のスタッフが地域に伺い、最近の消費者トラブルの事例や対処の仕方を分かりやすくお伝えします。地域のサロンや趣味のサークル等、気軽にお問い合わせください。



新庄市消費生活センター

0233-22-2121 または

消費者ホットライン188(平日8時30分~17時15分)

新庄市市民相談室(市役所1階)



ご存知ですか？

クーリング・オフ

クーリング・オフは、特定の取引で契約した場合に、一定期間内であれば理由を問わず、無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ通知の記載例

通 知 書

次の契約を解除します。

契 約 日： ○○年○月○日
商 品 名： ○○○○
契約金額： ○○○○○円
業 者 名： (株)○○○ □□営業所
担 当 者： ○○○○氏

支払った代金○○○○円を返金して商品を引き取って下さい。

○○年○月○日

住 所： 山形県新庄市○○町
氏 名： ○○○○

クーリング・オフ通知書面の作成
や発送方法など、気軽にお問い合わせください。

クーリング・オフ通知方法

- ◇ハガキの場合は裏面に「契約解除」の旨を書いて両面をコピーし、「簡易書留」等の発信した証拠が残る方法でクーリング・オフ期間内にハガキを発送する。
- ◇電子メール等の場合は送信メールを保存し、SNS・ウェブサイトの場合は通知画面をスクリーンショットで保存しておく。
- ◇クレジットの場合はクレジット会社にも通知する。

クーリング・オフできる取引と期間

- ◇訪問販売……………8日間
- ◇訪問買取……………8日間
- ◇電話勧誘販売………8日間
- ◇特定継続的役務(エステ等)…8日間
- ◇連鎖販売取引(マルチ商法)…20日間
- ◇業務提供誘引(内職商法)…20日間

※通信販売はクーリング・オフができません。
返品可否は事業者が決めたルールに従うことになります。

新庄市消費生活センター 新庄市市民課市民相談室(市役所1階)

0233-22-2121(平日 8時 15分～17時 15分) または 消費者ホットライン188

